

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
1	消費者教育の充実・強化			
	(1) 学校における消費者教育の推進			
	ア 「消費者教育連携会議」と「消費者教育研究協議会」の開催	<p>○「消費者教育連携会議」の開催 消費者教育連携会議 1 回開催 令和 3 年 7 月 6 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度の実施事業について</li> <li>・消費者教育の取組と連携についての意見交換</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定どおり開催することができた。</li> <li>・18 歳成年年齢引下げに向けた消費生活支援センターの消費生活講座を教育局（生涯学習推進課）の「越境×探究！未来共創プロジェクト」のプログラムに登録した。</li> </ul>
		<p>○「消費者教育研究協議会」の開催 消費者教育研究協議会 1 回開催 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活支援センター及び金融広報委員会の取組について</li> <li>・学校における消費者教育の現状と今後の方向性について</li> <li>・金融教育研究校の計画、成果報告</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となったものの、計画どおり実施することができた。</li> </ul>
	イ 学習指導要領に基づく消費者教育の推進	<p>○学校の授業等での実践・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会の技術・家庭科分科会（4 月、9 月、1 月）において、消費者教育について情報提供を行った（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン開催）。</li> <li>・埼玉県教職員等消費者教育セミナーを 7 月 29 日、30 日、8 月 2 日、3 日、4 日に開催した。</li> <li>・消費者教育研究協議会（1 月）において、学校における消費者教育の取組について、情報交換を行った（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催）。</li> <li>・消費者教育の充実のための外部指導者の派遣事業を市町村教育委員会に周知し、小学校 4 校（4 講義）、中学校 5 校（13 講義）で実施した。</li> </ul>	B	市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会や埼玉県教職員等消費者教育セミナーなど様々な会議において、消費者教育の指導事例等を周知することができたため。
		<p>○学校の授業等での実践・指導</p> <p>高等学校の家庭科、公民科、商業科の授業において、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者教育を推進した。</p>	B	令和 3 年度は、消費者教育研究推進委員会を発足し、効果的な授業の指導案等を取りまとめた指導事例集を作成し、各県立高等学校に配布した。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
ウ 教職員に対する支援、情報提供	学校の教職員を対象に、消費者教育の内容や教育手法について学ぶ研修を実施します。また、学校の教科等での取組・実践の向上を図るため、啓発情報、指導用資料（教育実践情報）、教材の提供や講師の派遣・支援を行います。	○教職員等消費者教育セミナーの開催 セミナーの企画段階で教育局との意見交換を行い、教員のニーズを満たす内容でセミナーを計画した。全 5 日間の日程中、3 日目から本県に新型コロナウイルス感染症拡大のため緊急事態宣言が発出されたが、感染拡大防止を徹底したうえで全日程を実施することができた。 教職員等消費者教育セミナー ・ 5 日間・15 回（計画 5 日間・15 回）	B	・セミナー開催中に緊急事態宣言が発令されたが、計画どおり実施することができた。 ・受講生のうち希望者については、セミナー終了後も各種啓発施策等の情報の提供を行うなど、情報共有を続けている。
		○消費者教育指導力向上講座の開催 消費生活支援センター等の関係機関と連携した「消費者教育指導力向上講座」を 2 回実施した。 ・教職員等消費者教育セミナー 令和 3 年 7 月 29 日(木)、30 日(金)、8 月 2 日(月)、3 日(火)、4 日(水) 消費者教育・環境・持続可能な社会等について ・成年年齢引下げに関する研修会 令和 3 年 12 月 15 日(水) 成年年齢引下げに伴い懸念される課題について	B	令和 4 年度から、年次進行で実施される高等学校学習指導要領による教育課程の実施及び成年年齢引下げを見据えて、消費生活支援センターと連携することで、消費者教育指導力向上研修会を実施することができた。
		○中学校初任者研修、高等学校初任者研修、5 年経験者研修・10 年経験者研修での消費者教育講座の開催 <高等学校初任者研修（全体）> 10 月 13 日 内容：消費者教育の意義と進め方 <家庭科> ・中学校 初任者研修（8 月 19 日） ・高等学校 初任者研修（5 月 12 日）、5 年経験者研修（7 月 28 日） ・中堅教諭等資質向上研修（8 月 20 日） 内容：家庭科授業での消費者教育について ・中学校・高等学校の系統性を意識した家庭科授業づくり研修会（7 月 26 日） 内容：家庭科授業での消費者教育について <地歴公民科> ・高等学校 5 年経験者研修（8 月 5 日）、中堅教諭等資質向上研修（8 月 3 日） 内容：外部機関との連携（全銀協・消費生活センター）	B	新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修が実施できないものもあったが、オンラインでの研修に変更して当初計画したとおりに実施することができたため。
		○啓発情報・教材の提供 悪質商法被害防止の若者向けリーフレット（関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン）の作成・配布 ・ 124,000 部	B	計画通り作成・配布した。

## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価																						
(中)	取組内容(細)		評価	理由																					
(小)																									
エ	研究校（モデル事業）における推進	<p>○研究校（モデル事業）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者教育連携会議1回開催 令和3年7月6日</li> <li>令和3年度の実施事業について</li> <li>消費者教育の取組と連携についての意見交換</li> <li>消費者教育研究協議会1回開催</li> <li>(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催)</li> <li>消費生活支援センター及び金融広報委員会の取組について</li> <li>学校における消費者教育の現状と今後の方向性について</li> <li>金融教育研究校の計画、成果報告</li> <li>公立高校での「社会への扉」の授業での活用 159校/166校</li> </ul>	B	成年年齢引下げに伴う消費者教育を充実させるため、教育局の取組等情報交換を進めた。また、「社会への扉」の活用を推進した。																					
オ	大学等における消費者教育の支援	<p>○消費生活講座の開催支援</p> <table border="1"> <tr> <td>1 初級者向け消費者講座</td> <td>8回</td> <td>166名</td> </tr> <tr> <td>2 上級者向け消費者講座</td> <td>14回</td> <td>605名</td> </tr> <tr> <td>3 若年者向け講座</td> <td>73回10,</td> <td>337名</td> </tr> <tr> <td>4 中高年向け講座</td> <td>49回 1,</td> <td>635名</td> </tr> <tr> <td>5 教職員向け講座</td> <td>20回</td> <td>421名</td> </tr> <tr> <td>6 講演会</td> <td>2回</td> <td>335名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>166回 13,</td> <td>499名</td> </tr> </table> <p>上記のうち、大学向けの講座は6校に対して12回実施し、4,766人が受講した。</p>	1 初級者向け消費者講座	8回	166名	2 上級者向け消費者講座	14回	605名	3 若年者向け講座	73回10,	337名	4 中高年向け講座	49回 1,	635名	5 教職員向け講座	20回	421名	6 講演会	2回	335名	合計	166回 13,	499名	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いているが、昨年に比べ1.6倍の回数で若年者向け講座を実施した。(令和2年度若年者講座：44回、6,018人)</li> <li>感染防止対策及びDX化の進展に伴い、リモート形式の講座の要請に対しても積極的に対応した(オンライン、オンデマンド、ハイブリット講座を実施)。</li> </ul>
1 初級者向け消費者講座	8回	166名																							
2 上級者向け消費者講座	14回	605名																							
3 若年者向け講座	73回10,	337名																							
4 中高年向け講座	49回 1,	635名																							
5 教職員向け講座	20回	421名																							
6 講演会	2回	335名																							
合計	166回 13,	499名																							
(2) 地域における消費者教育の推進																									
ア	県消費生活支援センターの消費者教育の拠点機能の強化	<p>○生活科学センター（彩の国くらしプラザ）を活用した消費者教育講座の実施</p> <p>生活科学センター来館者数 73,624人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来館者が展示等を見て・触れて・参加して、自ら考え・判断・行動できる「自立した消費者」になるために、タイムリーかつ魅力的な企画展や体験型イベントなどをコロナ対策を講じながら実施した。</li> <li>コロナ対策で調理等一部イベントを中止したが、施設利用は休止せず、代替にドングリなどを利用した「ネイチャークラフト」を実施した。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、一部イベントなどを中止・縮小したものの、施設は閉所せず、代替企画を実施した。</li> <li>縮小した講座（1回の参加者定員を半減して実施）については、2回へ実施回数を増やすことにより、講座参加者の拡大を図った。</li> </ul>																					

## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価																													
(中)	評価		理由																													
(小)				取組内容(細)																												
イ 情報提供の機会拡充と消費者教育の取組の「見える化」		<p>○【再掲】消費生活講座の開催支援</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>初級者向け消費者講座</td><td>8回</td><td>166名</td></tr> <tr><td>2</td><td>上級者向け消費者講座</td><td>14回</td><td>605名</td></tr> <tr><td>3</td><td>若年者向け講座</td><td>73回</td><td>10,337名</td></tr> <tr><td>4</td><td>中高年向け講座</td><td>49回</td><td>1,635名</td></tr> <tr><td>5</td><td>教職員向け講座</td><td>20回</td><td>421名</td></tr> <tr><td>6</td><td>講演会</td><td>2回</td><td>335名</td></tr> <tr><td>合</td><td>計</td><td>166回</td><td>13,499名</td></tr> </table>	1	初級者向け消費者講座	8回	166名	2	上級者向け消費者講座	14回	605名	3	若年者向け講座	73回	10,337名	4	中高年向け講座	49回	1,635名	5	教職員向け講座	20回	421名	6	講演会	2回	335名	合	計	166回	13,499名	B	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いているが、昨年度に比べ、1.6倍の回数の講座を実施した。 (令和2年度講座実施：104回、8,509名)
	1	初級者向け消費者講座	8回	166名																												
	2	上級者向け消費者講座	14回	605名																												
3	若年者向け講座	73回	10,337名																													
4	中高年向け講座	49回	1,635名																													
5	教職員向け講座	20回	421名																													
6	講演会	2回	335名																													
合	計	166回	13,499名																													
	消費生活相談の情報や消費者事故等の注意喚起を、ホームページやメールマガジン、広報誌等の情報媒体を活用して速やかな情報提供を行うとともに、消費者教育の取組の「見える化」の仕組みを検討します。 また、生活科学センター(彩の国くらしプラザ)等で提供する消費生活関連の図書資料や視聴覚教材ライブラリーを整備し、情報提供の充実を図ります。	<p>○ホームページ、メールマガジン、情報紙の提供 各媒体を利用した情報発信を行う。 ・ホームページ アクセス数：23,235回 ・ツイッター ツイート・リツイート数 213件 ・情報紙「彩の国くらしレポート」(高齢者及び高齢者見守り担当者等宛て・紙媒体) 発行回数：年4回(各53,000部) ・情報紙「くらしの110番」(市町村宛て・電子媒体) 配信数：12回 (情報の内容例)多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連(最新の製品事故や正しい使用方法等)、消費生活講座や講演会の開催 他</p>	B	・対象者に応じた複数の媒体での情報提供を行った。																												
		<p>○啓発資料の作成・配布 啓発資料の作成・配布(一般向け) ・29種類 16,712部を配布 (内訳) 消費生活講座、授業等での活用 29種類 16,602部 市町村イベント等での活用 7種類 110部</p>	B	・新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭キャンペーン等の活動は行えなかったが、消費生活講座等の機会を通じて情報提供を実施した。																												
ウ 家庭における消費者教育や自主学習の支援	家庭でできるトラブル対策や事故防止を促すため、家庭での消費者教育や自主学習に役立つ情報及び製品安全事故情報を迅速に提供します。	<p>○【再掲】ホームページ、メールマガジン、情報紙の提供 各媒体を利用した情報発信を行う。 ・ホームページ アクセス数：23,235回 ・ツイッター ツイート・リツイート数 213件 ・情報紙「彩の国くらしレポート」(高齢者及び高齢者見守り担当者等宛て・紙媒体)発行回数：年4回(各53,000部) ・情報紙「くらしの110番」(市町村宛て・電子媒体) 配信数：12回 (情報の内容例)多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連(最新の製品事故や正しい使用方法等)、消費生活講座や講演会の開催 他</p>	B	・対象者に応じた複数の媒体での情報提供を行った。																												

## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価																						
(中)	評価		理由																						
(小)	取組内容(細)																								
エ 高齢者等に対する消費者教育	高齢者の学習の場である生きがい大学、公民館、自治会等において、消費生活講座の開催の充実を図ります。また、県や市町村の職員、消費生活相談員が自治会等に出向いて消費生活に関する知識を習得するための啓発講座を積極的に行います。市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を促進するための支援を行います。	<p>○生きがい大学、公民館、自治会等における消費生活講座の支援</p> <p>○【再掲】消費生活講座の開催支援</p> <table border="1"> <tr> <td>1 初級者向け消費者講座</td> <td>8回</td> <td>166名</td> </tr> <tr> <td>2 上級者向け消費者講座</td> <td>14回</td> <td>605名</td> </tr> <tr> <td>3 若年者向け講座</td> <td>73回</td> <td>10,337名</td> </tr> <tr> <td>4 中高年向け講座</td> <td>49回</td> <td>1,635名</td> </tr> <tr> <td>5 教職員向け講座</td> <td>20回</td> <td>421名</td> </tr> <tr> <td>6 講演会</td> <td>2回</td> <td>335名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>166回</td> <td>13,499名</td> </tr> </table> <p>上記のうち、生きがい大学、公民館、自治会等における講座実施：52回、1,641名</p>	1 初級者向け消費者講座	8回	166名	2 上級者向け消費者講座	14回	605名	3 若年者向け講座	73回	10,337名	4 中高年向け講座	49回	1,635名	5 教職員向け講座	20回	421名	6 講演会	2回	335名	合計	166回	13,499名	B	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いているが、昨年度に比べ、1.6倍の回数の講座を実施した。 (令和2年度講座実施：104回、8,509名)
1 初級者向け消費者講座	8回	166名																							
2 上級者向け消費者講座	14回	605名																							
3 若年者向け講座	73回	10,337名																							
4 中高年向け講座	49回	1,635名																							
5 教職員向け講座	20回	421名																							
6 講演会	2回	335名																							
合計	166回	13,499名																							
		<p>○【再掲】ホームページ、メールマガジン、情報紙の提供 各媒体を利用した情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ アクセス数：23,235回</li> <li>・ツイッター ツイート・リツイート数 213件</li> <li>・情報紙「彩の国くらしレポート」（高齢者及び高齢者見守り担当者等宛て・紙媒体）発行回数：年4回（各53,000部）</li> <li>・情報紙「くらしの110番」（市町村宛て・電子媒体）配信数：12回</li> </ul> <p>（情報の内容例）多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連（最新の製品事故や正しい使用方法等）、消費生活講座や講演会の開催 他</p>	B	・対象者に応じた複数の媒体での情報提供を行った。																					
		<p>○【再掲】啓発資料の作成・配布 啓発資料の作成・配布（一般向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29種類 16,712部を配布</li> </ul> <p>（内訳） 消費生活講座、授業等での活用：29種類 16,602部 市町村イベント等での活用：7種類 110部</p>	B	・新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭キャンペーン等の活動は行えなかったが、消費生活講座等の機会を通じて情報提供を実施した。																					
		<p>○要援護高齢者等支援ネットワークとの連携 高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラムを計2回実施（延べ105人参加）した。</p>	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行い、消費生活相談窓口と高齢者支援ネットワークとの連携強化に寄与した。																					



## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価		
(中)			評価	理由	
(小)	取組内容(細)				
		<p>○民生委員等向けの講座・研修 民生委員や地域包括支援センター職員、介護ヘルパーなど福祉部門の見守り担当者が消費者被害の未然防止と早期発見に必要な視点を身に付けるため、「福祉見守り担当者講座」を計1回実施（在宅受講32人参加）した。</p>	B	<p>フォーラムでは、高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行い、福祉・消費両部門の連携強化に寄与することができた。</p> <p>福祉見守り担当者講座では、新型コロナウイルス感染拡大下でも知識習得の場が設けられるよう自主学習形式への切り替えを行い、福祉部門の見守り担当者への消費者問題に対する理解促進につなげられた。</p>	
オ 地域の担い手（人材）の育成	(7)	<p>地域の見守り活動や啓発活動を担うボランティアである「消費者被害防止サポーター」、消費生活に関する自主学習や啓発活動を行う県内の消費者団体・NPO等の活動支援、事業者と消費者との交流・情報交換の場の充実を図ります。</p> <p>また、高齢者等を見守る人向けの研修講座を実施し、啓発活動への活用を促進します。</p>	<p>○「消費者被害防止サポーター」、消費者団体、NPOによる取組支援 ・養成講座の開催（5回）52名登録 開催市町：本庄市、鴻巣市、東松山市、深谷市、オンライン ・フォローアップ研修の開催（3回）86人参加</p>	B	<p>サポーター登録人数が前年度から増加し、消費者被害の防止を図る地域での見守り活動の担い手の養成に寄与した。（消費者被害防止サポーター登録数：延べ993人）</p>
		<p>○事業者と消費者の交流・情報交換 消費者大会の開催（1回）に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。</p>	B	<p>消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。</p>	
	(4)	<p>消費者としての県民が、生産から食卓まで、食の安全性について総合的な理解を深めるための学習機会を提供します。リスクコミュニケーション研修会の開催や開催支援を行います。</p>	<p>○食の安全・安心人材の育成 ・食の安全体験教室 4回 「食中毒予防」、「手洗いのポイント」等を主なテーマとして実施した。 ・食の安心サロン 1回 食品添加物についてをテーマとして実施した。 ・リスクコミュニケーション研修 1回 テーマ「食中毒予防のための給食管理」を実施した。</p>	B	<p>・これらの事業は、開催依頼を受けて実施するもので、新型コロナウイルスが流行してからは、依頼そのものが減ってしまった。（依頼のあったものは全て実施）しかし、県ホームページで普及・啓発に努めている。</p> <p>・新型コロナウイルスの影響により、実施回数は目標に達しない事業もあったが食の安全に関する多くの問題のうち、時宜にかなったテーマを取り上げることにより、正しい知識の普及と不安感の払しょくを図った</p>

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
(3) 関係機関・団体、関係教育分野との連携				
ア 消費者教育コーディネータの育成	学校・教員からの授業協力の依頼を調整したり、地域の啓発講座等に専門家・講師を派遣したり、関係機関・団体との連携、橋渡しをする人材の育成を検討します。	<p>○講座・イベントの調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育連携会議 1 回開催 令和 3 年 7 月 6 日</li> <li>令和 3 年度の実施事業について消費者教育の取組と連携についての意見交換</li> <li>・消費者教育研究協議会 1 回開催</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活支援センター及び金融広報委員会の取組について</li> <li>学校における消費者教育の現状と今後の方向性について</li> <li>金融教育研究校の計画、成果報告</li> </ul>	B	成年年齢引下げに伴う消費者教育を充実させるため、教育局の取組等情報交換を進めた。
イ 環境教育	環境に配慮した消費生活を送ることができる消費者の育成のため、環境アドバイザー等の活動を通して学校や地域における環境教育、環境学習活動の充実を図ります。	<p>○環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境アドバイザーの登録・活動情報収集 市民団体や小・中学校等が主催する学習会や講演会等環境保全活動に対して専門的な見地から指導や助言を行う方を環境アドバイザーとして登録し、紹介する。また、活動したアドバイザーから活動情報を収集し、HP で公開する。 【活動実績：206件 受講者数：12,040名】</li> <li>2. 環境学習応援隊の派遣 環境保全のノウハウや環境学習プログラムを提供する企業等を「環境学習応援隊」として学校に派遣し、学校現場の環境教育を支援する。 【派遣実績：18件 受講者数：1,248名】</li> </ol>	B	環境アドバイザーの派遣件数は前年度に比べ約 1.3 倍、環境学習応援隊の派遣件数は約 2.6 倍となっており、事業として幅広く活用されているため。
		<p>○子どもエコクラブの活動支援、子どもエコフェスティバルの開催</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもエコクラブ活動への助成 子どもエコクラブの子供たちの環境学習を支援するため、活動費の一部を助成する。【交付団体数 46 団体】</li> <li>2. 子どもエコフェスティバルの開催 子どもエコクラブの活動発表の場を提供するため、子どもエコフェスティバルを開催する。 【令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】</li> </ol>	B	子どもエコクラブ活動費の申請団体は例年 40 件前後で推移している。令和 3 年度は同程度の申請数であったため、例年と同程度の支援を実施できたといえる。 子どもエコフェスティバルは、令和 3 年度は中止になったものの、各子どもエコクラブが作成した資料を環境科学国際センターに展示するなどの活動発表の機会確保に努めた。
		<p>○彩の国埼玉環境大賞の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集の広報</li> <li>・応募数 39 件</li> <li>・表彰数 14 件（大賞 2 件、優秀賞 8 件、奨励賞 4 件）</li> <li>・表彰式開催</li> </ul>	B	○例年と同程度の応募数・表彰者数を確保しているため。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
ウ 食育	学校等で若い世代を対象に食の安全体験教室を実施し、食の安全に関する知識の普及を図ります。また、子育て世代を対象に、食の安全に関する知識を習得するための親子講座を開催し、情報提供を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【再掲】食の安心体験教室、食の安心サロンの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全体験教室 4回</li> <li>「食中毒予防」、「手洗いのポイント」等を主なテーマとして実施した。</li> <li>・食の安心サロン 1回</li> <li>食品添加物についてをテーマとして実施した。</li> </ul> </li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの事業は、開催依頼を受けて実施するもので、新型コロナウイルスが流行してからは、依頼そのものが減ってしまった。(依頼のあったものは全て実施)しかし、県ホームページで普及・啓発に努めている。</li> <li>・新型コロナウイルスの影響により、実施回数 は目標に達しない事業もあったが食の安全に関する多くの問題のうち、時宜にかなったテーマを取り上げることにより、正しい知識の普及と不安感の払しょくを図った</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○食生活改善推進員、食育推進ボランティア <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町における食生活改善支援事業の開催</li> <li>実施自治体 18市町、19回開催、416人参加</li> <li>・コパトン健康メニューの活用</li> <li>食生活改善推進員によるレシピ掲載数 17件</li> </ul> </li> </ul>	B	食生活を通じた、地域の健康づくりを担う食生活改善推進員による講習会は、身近な場所での子供から高齢者までを対象に地域に根差した活動として評価されている。
エ 金融・金銭教育	学校における金融・金銭教育の効果的な方法の研究を図ることを目的に、金融広報委員会が研究校を指定して実践研究を支援します。また、子供から大人までの幅広い年齢の方を対象に、お金の使い方や金融経済に関する知識等を学ぶ講座の開催やアドバイザー講師の派遣を行い、学習の機会を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金融・金銭教育研究校の委嘱 <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県金融広報委員会が小・中・高等学校等から研究校を委嘱2校</li> <li>・令和2～3年度委嘱 県立鳩ヶ谷高等学校</li> <li>・令和3～4年度委嘱 上尾市立原市中学校</li> </ul> </li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2校に対して随時情報提供、助言等を行うとともに、講座への講師派遣等の支援を実施した。</li> <li>・鳩ヶ谷高校の委嘱終了に伴う令和4年度からの研究校について、教育局の推薦を受けて選定した。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○マネー講座（子供・大人）の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>マネー講座の開催5回</li> <li>・夏休み親子マネー講座（2回）</li> <li>・親子で学ぶマネーとゼイの講座（1回）</li> <li>・冬季親子マネー講座（2回）</li> </ul> </li> </ul>	B	・開催直前に新型コロナウイルス感染所拡大により緊急事態宣言が発出されたが、講座形式をオンライン開催に切り替えることにより、予定どおり実施することができた。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○金融広報アドバイザーの派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県金融広報アドバイザーの派遣（対象）</li> <li>・一般向け講座 7回</li> <li>・支援者・教職員向け講座 1回</li> <li>・若者向け講座 25回</li> <li>・中高年向け講座 21回</li> </ul> </li> </ul>	B	・新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、昨年度に比べて1.4倍の回数の講座を実施した。
オ 法教育	弁護士会や司法書士会の協力により、弁護士や司法書士が学校に出向いて様々な社会問題についての紛争解決を考えた、契約（ルール）の基本について理解を深める講座の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校での法教育講座（高校出前講座）の開催支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>高校生を対象とした消費者トラブルに関する講座 1回</li> </ul> </li> </ul>	C	若年者等への法教育への理解を深め、消費生活トラブルを防ぐ目的での講座を1回しか開催できなかった。



## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価		
(中)	取組内容(細)		評価	理由	
		(小)			
カ 情報モラル教育		<p>子供たちが携帯電話やインターネットを安心して使えるように、子供や保護者向けの啓発講座を開催し、学校、家庭（保護者）、事業者等が協力してネット問題の対策について学ぶ機会の充実を図ります。</p>	<p>○ネットアドバイザーの派遣・親子講座の実施 ・ネットアドバイザーによる子供安全見守り講座（168回）の開催 ・ネットアドバイザースキルアップ研修会の開催</p>	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、開催数が減少したため。
		<p>子供たちが携帯電話やインターネットを安心して使えるように、子供や保護者向けの啓発講座を開催し、学校、家庭（保護者）、事業者等が協力してネット問題の対策について学ぶ機会の充実を図ります。</p>	<p>○学校教育におけるネット問題対策の推進 1 実態の把握と分析 ・県立学校を対象としたサイト監視を実施した。（通年） ・サイト監視の情報等からネットトラブル注意報を発信した。（年12回） ・児童生徒、学校、保護者を対象にスマートフォンやインターネットに対する意識や利用状況を調査し、結果から得られた留意事項や必要な指導事項を周知した。 2 自助共助の取組 ・市町村教育委員会、公立小・中・高等・特別支援学校に「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」の取組を依頼（5月） ・保護者向け講演会（8回）を実施した。</p>	B	年度当初の計画通り、サイト監視からの情報を公立学校に提供し、児童生徒のネットトラブル防止の指導につなげることができたため。
2 問題解決体制の整備					
(1) 消費者相談体制の充実					
ア 相談・苦情処理体制の充実	(7)	<p>消費者問題の複雑化・多様化・グローバル化の進行に対応して消費者の権利及び利益の確保を図るため、消費者からの苦情に対して助言やあっせん等を行います。 また、新たな問題があり解決困難な事案や広域的に対応が必要な事案については、県が中心となって対応します。あわせて、相談担当職員及び消費生活相談員の資質向上のための研修を実施します。</p>	<p>○消費生活支援センターにおける相談 消費生活支援センターに消費生活相談員17人を配置し、消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行った。また、主任消費生活相談員を8人配置して市町村支援等を行った。 令和3年度相談件数 9,395件（県受付分） ○消費者苦情処理問題解決プロジェクトチームによる取組 高度で解決困難な案件や広域案件について、主任消費生活相談員、相談担当職員及びアドバイザー弁護士で構成される「問題解決プロジェクトチーム」で対応した。 ○職員、相談員の資質向上を目指した研修 職員・相談員研修の開催及び他機関主催研修への派遣 (1) 消費者契約に関する基礎法令事例研究会（8回） (2) 消費者行政担当職員・消費生活相談員向け研修（5回） (3) 国民生活センターの消費生活相談員研修への派遣（24人）</p>	B	<p>・消費生活相談員の配置や問題解決プロジェクトチームの設置により、高度に専門的知見が必要な案件を含め、相談事案の円滑な解決に向けた対応が行えた。 ・職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。</p>
	(4)	<p>国と都道府県及び市町村を結ぶオンライン・ネットワークシステム（PIO-NET）により、全国の消費生活相談情報を収集・共有・分析し、速やかな消費生活相談・消費者教育・消費者啓発・事業者指導への反映を図ります。</p>	<p>○全国の消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）による相談情報の収集・提供 相談情報の入力件数 48,530件 ○消費生活相談情報の活用 ・相談カード入力等の市町村支援 県内63市町村 ・職員・相談員の資質向上のための研修の実施 (1) 新規採用消費生活相談員研修（1回） (2) 新任消費者行政担当職員研修（1回） (3) 市町村相談員の個別受け入れ研修（1回）</p>	B	計画した取り組みを予定どおり実施できた。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		取組内容(細)	事業実績	自己評価	
(中)				評価	理由
(小)					
	(ウ)	商品（製品）やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集や必要な調査を行うとともに、被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。また、商品に対する相談や苦情を適切に処理するに当たり、商品テストを実施するとともに、その結果を公表します。さらに、欠陥商品による危害の原因究明を行うため、国の各試験検査機関や民間機関等との緊密な連携を図ります。	<p>○消費者事故情報の収集、報告及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・彩の国くらしレポート、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 12件</li> <li>・消費者庁に通知した重大事故等の件数 65件 （うち、消費者庁が重大事故等として発表したもの 13件）</li> <li>内訳 埼玉県から消費者庁へ通知した件数 14件 （うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 5件） 市町村から消費者庁へ通知した件数 51件 （うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 8件）</li> </ul> <p>○商品（製品）テストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術回答（県又は市町村消費生活相談員等に対する技術的な説明、資料提供・対応の助言）の実施件数 330件</li> <li>・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数 14件</li> </ul> <p>○試験検査機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）に通知した消費生活用製品事故の件数 3件</li> <li>・独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 3件</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者事故情報の収集と速やかな通知体制を整備し、県民への情報提供を推進した。また、庁内及び市町村の重大事故等の情報収集を適切に行った。</li> <li>・技術回答や商品テストを通じて消費者からの相談の解決及び商品被害の拡大防止を推進した。</li> <li>・消費者事故情報を関係機関に集約することにより、原因究明を促進した。</li> <li>・独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携して商品に係る相談・苦情の原因究明を推進した。</li> </ul>
		県民相談、薬事相談、建設工事紛争相談、宅地建物取引相談、住宅相談等の連携による相談体制の充実及び強化を図ります。	<p>○県民相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民相談の実施（祝日・年末年始を除く） 県民相談実施総件数 4, 295件 （内訳）県行政：1, 020件、その他行政：233件、県民生活：3, 042件 （相談実施場所別）</li> <li>・県民相談総合センター（来所、電話相談及びインターネット相談） 4, 206件 （内訳）職員相談：3, 906件、弁護士相談：283件、司法書士相談：17件</li> <li>・県地方庁舎（弁護士による出張法律相談）89件 （庁舎別）春日部：16件、川越：27件、熊谷：40件、秩父：6件</li> </ul>	B	要請期間中においても電話相談に切り替え、法律相談を滞りなく行っているため。
			<p>○薬事相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民からの相談に迅速に対応した。また、相談内容は医薬品や健康食品に関するだけでなく、医療機関や薬局に関する事など幅広いため、必要に応じて医療整備課（医療安全相談）や保健所（業務担当）と連携して対応した。</li> <li>・令和3年度相談件数 1, 688件</li> </ul>	B	県民からの医薬品等に関する相談に迅速かつ適切に対応した。

## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		取組内容(細)	事業実績	自己評価	
(中)				評価	理由
(小)					
		(I)	<p>○建設工事紛争相談 建設工事請負契約に関する当事者間のトラブルについて相談を受け、解決に向けての適切な指導や助言を行った。 ・令和3年度相談件数 192件</p> <p>○宅地建物取引相談 苦情・相談に対しては、電話及び窓口で対応するとともに、宅地建物取引業者に対し指導・監督を行った。また、業界団体と不動産トラブル未然防止のための検討会議を開催した。 ・苦情・相談件数 電話相談5,849件 窓口相談260件 弁護士相談52件 ・業者等に対する指導・監督 文書勧告50件 監督処分14件 ・検討会議 4回</p> <p>○住宅相談 住まいに関する以下の相談に対応する。 ・令和3年度相談件数 8,153件 ・法律相談 ・マンション管理相談 ・リフォーム相談 ・その他一般的な相談 ※埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザの概要 住所：さいたま市大宮区錦町630大宮駅コンコース内 電話：048-658-3017 相談日時：午前10時から午後6時30分（年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日）</p> <p>○住宅リフォーム相談 高齢者や子育て世帯などのニーズに配慮した住宅リフォームを促進するため、大宮駅コンコース内「住まい相談プラザ」において、住宅リフォーム専門相談窓口を設け、専門相談員による相談を行った。また、リフォーム業者等の専門家を対象とする講習会を実施した。 ・住宅リフォーム専門窓口の設置：相談員派遣件数24回、相談件数 36件 ・優良リフォーム業者育成講習会の開催：実施回数1回、参加人数 38名</p>	B	特段、達成水準を設定しているわけではないが、受けた相談については、問題解決に向けての適切な指導や助言を行ったため。
				A	相談窓口の認知度が上がり、それに伴い相談の件数が増えており（コロナに関係なく、過去5年間の平均と比して5.0%増）ため、苦情・相談の対応が充実している。宅建業者に対する指導・監督は必要に応じて速やかに実施し、苦情・相談に対しては弁護士相談を活用するなどして解決を図った。
				B	新たにオンライン相談を開始し、相談方法を充実させたことで、コロナ禍にも関わらず、多くの相談に対応することができた。
				B	当初計画したとおり、相談窓口の設置と講習会を開催できたため。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)					評価	理由
	(小)	取組内容(細)				
		(オ)	県内の医療機関（病院・診療所・歯科医師診療所・助産所）及び薬局等の情報提供の充実を図ります。	<p>○医療機関・薬局情報の提供 医療機能情報の更新 各医療機関から年 1 回の定期報告及び随時報告により情報を収集しインターネットで公表する。</p> <p>○医療機関・薬局情報の提供 薬局機能情報について、県内薬局から年 1 回の定期報告及び随時報告を受けて登録情報を更新し、インターネット上で県民に公表した。 ・登録薬局 97% ・アクセス数 505,587件</p> <p>○「埼玉県病院・救急診療所名簿」の作成 埼玉県病院・救急診療所名簿を作成し、関係機関、団体等に配布及びインターネットで公表した。</p>	B	県民等に必要な医療機関・薬局機能情報を利用しやすい形で提供することにより、安心して自らが望む医療機関等を選択することができるサービスを提供できたため。
					B	オンライン報告で随時最新の情報を登録、更新し、インターネットで公表し、そして、その情報は多くの県民に閲覧されたため。
					B	年 1 回「病院・救急診療所名簿」の改訂版を発行し、県民の医療機関選択等の便宜に資することができた。
イ	市町村の相談・苦情処理体制の充実	県民にとって身近な存在である市町村の相談体制の充実を促進します。		<p>○担当課長会議の開催 埼玉県消費者行政活性化補助金等を活用した市町村事業の支援を行った。市町村消費者行政担当課長会議を 2 回開催し、市町村との意見交換を実施した。</p> <p>○主任消費生活相談員による助言、情報提供、対応方針の検討等 (1) 助言・情報提供等 随時 (2) 巡回訪問等 年間 77 回</p> <p>○市町村担当職員、相談員を対象にした研修会の実施 (1) 消費者契約に関する基礎法令事例研究会（8 回） (2) その他消費者行政担当職員・消費生活相談員向け研修（5 回）</p>	B	市町村消費生活相談窓口の充実支援をした。  ・主任消費生活相談員による助言・情報提供及び巡回訪問等により、市町村相談窓口における相談対応支援ができた。 ・職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。
ウ	外国人に対する相談体制の整備	言葉や習慣の違い、情報不足等により、日常生活で不便を感じ支障を来している外国人が安心して安全に生活できるように、相談体制の充実を図ります。		<p>○外国人総合相談センター埼玉での多言語による総合的な相談・情報提供の充実 外国人総合相談センター埼玉での相談事業の実施(委託) 令和 3 年度相談件数 5,962 件（令和 4 年 3 月末時点）</p> <p>○県・市町村・NGO の外国人相談員等を対象にした研修会 県・市町村、NGO の外国人生活相談員向けの専門研修会の開催 年 2 回実施</p> <p>○外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン 令和 3 年度実績：3,032 件</p>	B	外国人総合相談センター埼玉において、電話での一般生活相談に加え、出入国在留管理制度、労働、法律、福祉などの相談について、専門家による対面相談を行った。 市町村や NGO で外国人の相談に携わっている人向けの研修会で、専門家による講義を行い、また、団体同士の情報交換の場を設けた。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
エ 多重債務対策	多重債務対策協議会の活動等を通じ、総合的な多重債務者への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県多重債務対策協議会の活動を通じた啓発・相談事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県多重債務対策協議会の定期的な開催 7回/年</li> <li>・多重債務無料相談会の開催 県内10会場</li> <li>・多重債務相談窓口の周知</li> </ul> </li> <li>○県内市町村をはじめとする多重相談窓口を①県HP、②金融庁作成リーフレットに掲載</li> </ul>	B	立場の異なる構成員からなる協議会を設置することで、複数の団体が連携して事業を実施することができている。
	オ 住まいに関する相談	県民が安心して住宅リフォームができる環境を整備し、住宅の品質確保の促進と情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住まいに関する相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が安心して住宅リフォームができる環境を整備し、住宅の品質確保の促進と情報提供を行った。</li> </ul> </li> <li>○市町村リフォーム工事相談窓口の充実に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口担当者研修会 中止</li> </ul> </li> <li>○県民が安心して適切なリフォームができる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民向けリフォームセミナー、相談会 中止</li> <li>・「安心リフォームの手引き」の配布 来年度以降デジタル化に対応するため、紙での印刷を行わなかった。</li> </ul> </li> </ul>	C
(2) 紛争の適切な解決				
ア 裁判外紛争解決の推進	相談窓口では解決が困難な苦情や被害が多発している苦情等について、消費生活審議会消費者苦情処理部会のあっせん又は調停の手續の円滑化を進めるとともに、その運営体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活審議会消費者苦情処理部会のあっせん、調停の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活審議会消費者苦情処理部会への付託 該当なし</li> </ul> </li> </ul>	B	・苦情処理部会に付託することが適当とされる事案がなかった。
	イ 他の裁判外紛争解決機関との連携	適正かつ迅速に被害の救済を図るため、裁判外紛争解決を行う関係機関、事業者団体等と情報交換を行い、連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弁護士会、司法書士会等の紛争処理機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉弁護士会との取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)埼玉弁護士会との共催で基礎法令事例研究会及び懇談会開催 事例研究会8回 懇談会1回</li> <li>(2)埼玉弁護士会の投資被害対策弁護団等への相談案件の連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容に応じて随時行った。</li> </ul> </li> <li>・多重債務等の相談に関する司法書士会への連携を相談内容に応じて随時行った。</li> <li>・県単独で処理することが困難な案件について、国民生活センター紛争解決委員会への連携を、相談内容に応じて随時行った。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	B



## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価		
(中)			評価	理由	
	(小)	取組内容(細)			
	ウ 適格消費者団体と連携した取組	消費者被害の拡大防止に取り組む適格消費者団体と情報交換を行い、連携した取組を進めます。	<p>○適格消費者団体との定期協議の開催 令和3年10月20日及び令和4年2月14日の計2回開催した。</p> <p>○適格消費者団体との随時の情報交換 ・情報交換会及び電話や電子メールを用いた随時の情報交換を行った。 ・適格消費者団体と締結した覚書に基づく相談情報の提供依頼はなかった。</p> <p>○消費者団体訴訟制度の周知 県ホームページなどを通じて、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知を図った。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡協議会の開催を通して、適格消費者団体が行う消費者団体訴訟の取組を支援した。</li> <li>また、県ホームページに掲載等を行うことにより、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知が図れた。</li> <li>情報交換等に基づく情報提供が、事業者による不当条項の停止につながり、消費者被害の拡大防止が図られた。</li> </ul>
(3) 消費者事故への迅速な対応					
	ア 危害・危険・事故情報の収集、調査及び発信	商品やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集や必要な調査を行います。また、事故等による被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。	<p>○消費者事故情報の収集、報告及び情報提供 ・彩の国くらしレポート、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 12件</p> <p>・消費者庁に通知した重大事故等の件数 65件 (うち、消費者庁が重大事故等として発表したもの 13件)</p> <p>内訳 埼玉県から消費者庁へ通知した件数 14件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 5件) 市町村から消費者庁へ通知した件数 51件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 8件)</p> <p>○【再掲】商品(製品)テストの実施 ・技術回答(県又は市町村消費生活相談員等に対する技術的な説明、資料提供・対応の助言)の実施件数 330件</p> <p>・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数 14件</p> <p>○【再掲】試験検査機関等との連携強化 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 3件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 3件</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者事故情報の収集と速やかな通知体制を整備し、県民への情報提供を推進した。また、庁内及び市町村の重大事故等の情報収集を適切に行なった。</li> <li>技術回答や商品テストを通じて消費者からの相談の解決及び商品被害の拡大防止を推進した。</li> <li>消費者事故情報を関係機関に集約することにより、原因究明を促進した。</li> <li>独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携して商品に係る相談・苦情の原因究明を推進した。</li> </ul>
	イ 商品テストの実施	商品(製品)の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、商品テストを行います。			
	ウ 試験検査機関等との連携強化	商品(製品)の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、試験検査機関等との緊密な連携を図ります。			
(4) 消費者の組織活動の促進					
	ア 消費者の自主的活動の促進	自立した消費者を育成するため、消費者団体が消費生活の安定及び向上を図るために行う健全かつ自主的な組織活動を支援します。	<p>○埼玉県消費生活功労者表彰の実施 埼玉県消費生活功労者表彰 14人</p>	B	各消費者団体等の活動に対し表彰を行うことにより、消費者団体の活動の活性化が図られた。
	イ 消費者団体の交流・連携の促進	消費者市民社会の実現に向けて、県内消費者団体の交流や連携を促進します。	<p>○消費者団体の交流・連携を通じた活動の活性化 消費者大会の開催(1回)に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。</p>	B	消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価		
(中)			評価	理由	
	(小)	取組内容(細)			
	ウ NPO・ボランティアに対する活動促進・情報提供	県民がNPO活動等に参加しやすいよう、情報提供、相談対応、設立や運営支援、ネットワークづくりなどを進めます。	<p>○NPO法人の設立促進 【NPO法人認証事務】 NPO法人認証事務を行った。令和3年度末法人数 2,157法人 窓口相談延べ件数 992件(地域振興センターも含む)</p> <p>○埼玉県NPO情報ステーションの運営 【NPO情報ステーション運営事業】 ・アクセス件数(トップページのみ) 令和3年度実績 64,610件(前年度比7,025件減少) ・登録団体数令和3年度実績 2,926団体(前年度比34団体増加) 【登録団体の内訳】 県内NPO法人、その他の任意団体、自治会などの地域団体、大学等教育機関、企業・商工団体、市町村・県など ・登録団体による情報発信件数 令和3年度実績 461件(前年度比20件増加)</p> <p>○地域の共助社会づくりの担い手支援 地域の共助社会づくりの担い手支援セミナー等の開催(13回)</p>	B	NPO法人の設立認証等に係る相談に適切に対応したほか、県の事業や共助のイベント、民間の助成金などの情報発信を行い、共助の担い手の支援や地域の協働を促進した。
(5) 消費者意見の反映					
	ア 消費者の意見の県政への反映	消費生活に関する施策に関して消費者の意見が反映されるよう、消費生活審議会を開催します。 また、消費者、生産者、加工・流通業者等の広範な県民で構成する食の安全県民会議を開催します。	<p>○消費生活審議会の開催 ・消費生活に関する施策に関して消費者の意見が反映されるよう、消費生活審議会を開催している。 ・特に、令和3年度においては、新たな消費生活基本計画を策定する年度であったことから、消費生活審議会に対する知事からの諮問を受け、計画内容を審議し、知事に対して答申を行ったところである。 ・開催実績：3回(7月9日、9月13日(書面開催)、11月19日)</p> <p>○食の安全推進委員会(旧称：食の安全県民会議)の開催(1回) ・日 時：令和3年11月29日(月) (オンライン会議) ・内 容：①HACCPについて～推進チームの活動報告及び今後の活動、②GAPについて～進捗状況の報告と推進チームの立ち上げについて</p>	B	新型コロナウイルス感染症の影響により書面会議の開催を行ったものの、当初計画したとおり、年3回の審議会を開催することができたため。
	イ 消費者と事業者の交流促進	食の安全・安心確保に向けた議論と相互理解の場として、消費者、農業生産者、食品加工・流通業者、学識経験者などで構成する「食の安全推進委員会」を開催します。	<p>○【再掲】食の安全推進委員会(旧称：食の安全県民会議)の開催(1回) ・日 時：令和3年11月29日(月) (オンライン会議) ・内 容：①HACCPについて～推進チームの活動報告及び今後の活動、②GAPについて～進捗状況の報告と推進チームの立ち上げについて</p>	C	新型コロナウイルス感染症による他業務の拡大により、当初予定していた2回開催ができなかったため

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
3 徹底した事業者指導の強化				
(1) 消費者取引の適正化				
ア 悪質事業者への処分・指導	「特定商取引に関する法律」を始めとする関係法令を厳正に適用して、不当な取引行為に対する事業者への処分・指導を強化します。 また、事業者に対する処分を行った場合は、ホームページでその内容を公表します。 さらに、処分を受けた事業者が再び悪質な行為を繰り返さないよう、フォローアップを行います。	○不当な取引行為を行っているおそれのある事業者に対する、調査・立入検査の実施と処分・指導 特定商取引等に基づく行政処分・指導の件数 特定商取引法に関する行政処分…0件 特定商取引法・県条例による行政指導…60件	B	緊急事態宣言等が発令されていない期間においては、事業所への立入検査を実施し、また、事業者指導については換気や除菌、指導現場での人数の制限など、可能な限り新型コロナへの対策を講じて実施し、目標に設定した60件の行政指導と行うことができたため。
イ 広域連携による対応	本県だけでは対応が難しい広域的な悪質商法事案について、国や関係する自治体と連絡・協議を行い、処分・指導を進めます。	○国や他都県と連携した合同事業者処分及び指導の実施 広域的に悪質行為を行う事業者に対応するため、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡の5都県で構成する「五都県悪質事業者対策会議」及び埼玉、茨城、栃木、群馬の4県で構成する「北関東四県悪質事業者対策会議」を開催した。その他、悪質事業者に係る情報交換を行い、他都県との同時処分及び合同指導を実施した。 ・五都県悪質事業者対策会議の開催…6回 ・北関東四県悪質事業者対策会議の開催…2回 ・消費者庁及び他都県との同時処分…0件 ・他都県との合同指導…24件	B	他都県等との会議の多くは書面開催となったが、連絡を密にとり、当初の計画(12件)を上回る24件の合同指導を実施することができたため。
ウ 関係機関及び関係団体と連携した取組	悪質事業者に対して厳格に対応するため警察との連携に努めるとともに、市町村等の消費者相談の情報を利用して悪質事業者の処分及び指導に取り組みます。	○警察、市町村相談窓口等との連携した取組 悪質事業者の処分・指導を進めるため、警察部門や県・市町村の消費者センター等が出席する対策会議において情報交換を行った。 消費生活支援センター相談担当との連絡会議の開催…12回 (消費生活課・消費生活支援センター) ・悪質事業者対策連絡会議の開催…2回 (消費生活課・消費生活支援センター及び県警本部) ・消費者取引情報連絡会への出席…1回 (関東経済産業局主催、消費者庁、関東管区警察局、各県警、各都県) ・防犯連絡会議への出席…1回 (県消費生活支援センター主催、消費生活課、各市町村、関東財務局、関東経済産業局、県警、各警察署)	B	対面開催できなかった会議もあるが、すべて参加し関係機関と連絡をとることができたため。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)	取組内容(細)		評価	理由
(2) 事業者指導				
ア 事業者に対する指導の充実・強化	(7) 消費者取引に関係の深い法律（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、旅行業法、貸金業法、宅地建物取引業法等）に基づき、関係事業者に対する指導等を行い、適正な事業活動の促進を図ります。	<p>○液化石油ガス販売事業者に対する立入検査、指導の実施            液化石油ガス販売所等への帳簿検査 200件            液化石油ガス販売所等への立入検査※ 10件            ※ 立入検査については、帳簿検査で更なる改善指導を要すると認められる販売所等を対象に実施。</p> <p>○旅行者等への立入検査の実施            ・旅行者等及び旅行サービス手配業者の登録、更新、変更事項の届出等の事務を行った。            ・旅行業務に関する取引の公正の維持のため、登録旅行者等の営業所への立入検査を実施した。（全47回）</p> <p>○登録貸金業者に対する立入検査、指導の実施            ・貸金業者に対する指導・監督（立入検査：18業者）            (1) 登録に関する事務の実施及び指導            (2) 登録業者に対する立入検査の実施            (3) 登録業者に対する業務報告書及び事業報告書の徴収            (4) 県知事登録詐称業者の公表            (5) 登録業者の適切な業務運営に資する情報の提供            ・消費者金融問題の防止・救済対策            (1) 近隣都県や関係団体と連携した消費者金融利用者への注意喚起            (2) 県知事登録貸金業者に関する苦情及び相談・照会への対応            (3) 消費者金融等の利用に関する相談・照会への対応            ・日本貸金業協会との連携            (1) 登録申請書・届出書等受付事務の委託            (2) 会員業者に対する業務適正化指導</p>	B	<p>販売所等の帳簿検査を計画どおり全て実施した。さらに、液化石油ガス設備の適切な管理等保安上の改善が必要な販売所等には立入検査等により指導し、改善を確認しているため。            なお、立入検査については改善を要する販売所等が想定を下回ったため、実績値が計画値を下回っている。</p> <p>・旅行者等及び旅行サービス手配業者の登録、更新、変更事項の届出等の事務を適切に行った。            ・立入検査についても、新型コロナウイルスの感染状況に影響されたが、感染防止に配慮し、適切に実施できた。</p> <p>・対象22業者のうち、18業者へ指導を実施できた。感染拡大防止のために検査時期を見直し、15業者については実際に立入検査を実施することができた。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下では、新規貸付けを行った3業者について書面の事前提出及び電話による聞き取りにより検査を適正に実施することができた。ホームページを通じ、近隣都県、国、関係団体と連携して消費者金融利用者へ注意喚起を行った。</p>



## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)			評価		理由	
	(小)	取組内容(細)				
				<p>○宅地建物取引業者に対する立入検査、指導の実施 宅地建物取引業者に対して立入検査を実施し、宅地建物取引業者としての事務所の設置を確認するとともに、帳簿等の記載や事務所内の標識掲示等に関する指導を行った。 事務所立入検査 85件</p>	A	<p>職員及び宅建業者とも検温、マスク着用及び手指消毒を徹底。時間を1店舗40分程度に短縮し、85件（目標60件）の立入検査を効率的に実施（目標達成率141.7%）。今後の立入検査の安全性を確保。 立入検査は、必要に応じて速やかに実施するとともに、事務所立入検査のうち、事務所の不確知情報については業界団体からの情報提供も踏まえて実施した。 また、コロナ禍にあって立入検査を书面調査に変更するなど工夫した。</p>
	(イ)	有害物資を含む家庭用品による健康被害を未然に防止するため、家庭用品の買上検査を実施し、有害物資が検出された場合は、関係事業者に対して製品回収等の改善を指導します。		<p>○繊維製品の買上検査及び改善指導の実施 衣類等繊維製品の家庭用品の買上検査を実施し、ホルムアルデヒド等の有害化学物質を含有する製品の流通を防止した。 ・検査項目/検体数 ①ホルムアルデヒド/50検体 ②アゾ化合物/5検体 ・検査結果 基準値超過なし</p>	B	<p>関東・東海ブロック家庭用品安全対策会議において、買上検査や違反発見の状況等について各自治体と情報を交換するとともに、家庭用品安全対策の連携を図った。</p>
	(ウ)	理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施するとともに、営業業者の衛生、安全性に関する自主管理体制の強化を促します。		<p>○生活衛生関係営業施設に対する監視及び指導の実施 理容、美容、クリーニング、興行場、旅館、公衆浴場の各営業者に対し、営業施設の許可・確認及び監視を行い、各法令に基づく衛生基準の確保を図る。 また、自主管理体制の強化を指導する。</p>	B	<p>新型コロナ対応で多忙の中、各保健所ごとに定めた検査施設数（目標）よりも高い水準で監視指導を実施できたため。 令和3年度目標数（実績数） 2,369件（2,825件）</p>
	(エ)	医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品の製造業者及び販売業者に対する立入検査及び指導を実施します。		<p>○医薬品の製造業者及び販売業者等に対する立入検査及び指導 (1)薬局等の立入検査 施設数 33,748件 立入検査数 6,534件 立入検査率 19.4% 医薬品等の収去（抜き取り）件数 29件、うち違反件数 0件 (2)健康食品の買上検査等 健康食品買上件数50件、うち違反件数0件 健康食品取扱事業者等講習会に替えて、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットや研修のための動画を掲載し、健康食品取扱事業者等に周知した。</p>	B	<p>令和2、3年度は新型コロナウイルス対応が最優先の中で、業務に支障のない範囲で適正に実施した。 健康食品に係わる関係各課で、買い上げた健康食品の表示、内容物の検査を行うことができた。また、健康食品取扱事業者等を対象とした講習会は新型コロナウイルス感染症の影響で不開催となったが、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットや研修のための動画を掲載し、周知することができた。</p>



## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			事業実績	自己評価	
(中)				評価	理由
(小)	取組内容(細)				
	イ 事業者・事業者団体による消費者志向経営の推進	事業者及び事業者団体に対して関係法令の内容や消費者被害の状況等の情報を提供するとともに、事業者、事業者団体による消費者ニーズの把握や消費者相談体制の充実など消費者志向経営の推進を支援します。	<p>○事業者・事業者団体を対象とした普及啓発 LPガスの販売事業者に対して、特定商取引法や県条例における禁止事項、県内消費生活センターに寄せられているLPガスの訪問販売を巡るトラブル事例について資料提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南関東地方液化石油ガス懇談会… 1 回（資料提供）</li> <li>・埼玉県LPガスお客様相談センター委員会… 1 回（欠席）</li> </ul>	B	新型コロナウイルスの影響により、県で認められていない方法によるweb会議だったものについては、欠席対応とはせずに、資料提供という形で対応し、まん延防止期間中に開催された会議については欠席対応としたため。
(3) 表示・計量の適正化					
	ア 表示の適正化				
	(7)	「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、他都県等との連携を図りながら、事業者の商品・サービスに関する広告表示の監視・指導を行います。	<p>○商品やサービスにおける様々な表示に係る監視及び指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品やサービスにおける様々な表示に係る監視及び指導 措置命令… 1 件 注意… 6 0 件（文書注意 5 7 件、口頭注意 3 件）</li> <li>・インターネット適正広告推進事業 インターネット広告における不当表示について消費者に対し啓発を行うとともに監視を行い指導した。 文書注意… 2 7 件（上記 6 0 件の内数）</li> </ul> <p>○広告表示の適正化について、庁内関係各課、近隣都県と連携した監視及び指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他都県等との連携による事業者への指導 五都県広告表示等適正化推進協議会（埼玉、東京、神奈川、千葉、静岡）において情報交換等を行った。（措置命令：1 件、文書指導：1 件）</li> </ul> <p>○大学等との連携による広告表示の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学高校との連携による広告表示の監視 不当表示に対する監視指導を強化するため、県内 1 大学、6 高校と連携して広告調査を行い違反事業者に対し指導した。文書注意… 2 0 件（上記 6 0 件の内数）</li> </ul>	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による会議は実施できなかったが、書面やり取りによる会議を行うことができたため。また、景品表示法に基づく措置命令・指導については、目標を上回る 6 1 件実施できたため。
	(4)	医薬品等の広告について、新聞、雑誌、パンフレット等の記載内容が薬事法に抵触しているかを確認し、必要に応じて指導や取締りを行い、広告の適正化を図ります。	<p>○医薬品等の広告に対する調査及び指導</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 薬局等の立入検査 施設数 6, 5 3 4 件</li> <li>(2) 週刊誌の広告監視件数 週刊誌の広告監視件数 4 8 件</li> </ol>	B	新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、医薬品等に関するインターネット上及び週刊誌の広告について、関係各課と連携し、販売業者の指導、他都道府県への通報等により、広告の適正化を図ることができたため。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)			評価		理由	
	(小)	取組内容(細)				
	(イ)	消費者の適切な選択機会の確保を図るため、家庭用品の品質に関する表示の適正化を推進します。		<p>○権限移譲されていない町村における店舗の立入検査の実施 権限移譲市町村からの家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施報告の取り纏めを実施した。</p> <p>○令和 3 年度立入検査実施店舗数 県内各市 40 件 権限移譲済町村 9 件 合計 49 件</p> <p>○権限移譲関係 法による移譲 40 市 特例条例による移譲 23 町村 ※令和 3 年度全市町村への権限移譲完了</p>	B	権限移譲市町村からの、立入検査及び実施報告に関する問い合わせに対して助言することができたため。
	(イ)	食品表示法等の食品関係法に基づいた表示制度の周知や適正表示についての監視指導、実態調査を実施し、不適正な表示については事業者に対する是正指導を実施します。		<p>○食品表示に関する調査、指導の実施 ・食品等事業者向けの食品表示法（保健事項）、健康増進法に基づく適正表示の研修・説明会 【開催回数 16回 参加者 384人】 ・地域で流通する食品の栄養成分表示パトロールの実施 【パトロール実施回数 128回 指導・相談 368件】 ・食品の買い上げ検査の実施 【検体 52件 違反率 61.5%】 ・県民への普及・啓発 【開催回数 19回 参加者 348人 相談件数 10件】</p>	B	当初計画どおり食品の買い上げ検査を実施できた。 食品等事業者向けの研修・説明会や県民向けの普及啓発を実施できた。
				<p>○食品表示に関する調査、指導の実施 ・アレルギー物質含有食品（監視施設数：2,074施設） 製造施設では最終製品、使用原材料の表示確認及び製造記録等の確認を行った。 販売施設では輸入食品を含め、県内で流通する食品の表示の確認を行った。 （表示確認件数8,350件、違反確認製品数149製品） ・遺伝子組換え食品（監視施設数：1,273施設） 製造施設では最終製品、使用原材料の表示確認及び分別生産流通管理（IPハンドリング）等の確認を行った。販売施設では輸入食品を含め、県内で流通する食品表示の確認を行った。 （表示確認件数3,906件、違反確認製品数0製品）</p>	C	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当該対応業務が増加したため、監視指導件数は減少したものの、一定数の確認はすることができた。
				<p>○食品製造業者及び販売者に対する表示制度等の説明、指導の実施 ・公募した県民を食品表示調査員として委嘱し、食品表示状況調査を実施した。 （調査件数：2,033件） ・市販の食品を買い上げ、DNA鑑定による食品の品質表示の確認調査を実施した。 ・「食品表示なんでもダイヤル」を設置し、食品表示に係る相談や苦情を受け付けた。 ・不適正表示の疑義案件に対して、必要な立入調査・指導等を実施した。</p>	B	コロナ禍のため、集合研修等ができなかったが、オンライン研修やYOUTUBEに解説動画を投稿するなど、柔軟に対応し例年と変わらない調査件数を確保できた。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		取組内容(細)	事業実績	自己評価	
(中)				評価	理由
(小)					
	イ 計量の適正化	適正な商品の取引を確保するため、食料品小売店及び製造工場の商品量目検査、事業所等に対する特定計量器の有効期間・管理状況の立入検査などの実施により、計量の適正化を推進します。	<p>○小売店、工場及び事業所等への立入検査の実施 スーパー等の食品販売事業者に対し、商品量目に関する適正計量の実施をリーフレットにより依頼した。また、取引や証明に用いられる検定有効期間付き特定計量器の供給事業者等に対し、有効期間の管理状況等について現地調査を行った。</p> <p>【立入検査項目】 ・商品量目※新型コロナウイルスの影響により、立入検査実施せず ・特定計量器（買量計、燃料油メーター、ガスメーター、水道メーター）</p>	B	商品量目については、新型コロナウイルスの影響により立入検査を中止したものの、適正計量の実施をリーフレットで依頼するなど代替案により対応した。また、適正な商品等の取引を確保するため、特定計量器に係る立入検査を計画どおり行ったため。
(4) 食品等の安全性の確保					
ア 総合的な安全対策の推進	(7)	「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、全庁的・総合的な食品安全対策を推進します。	<p>○食の安全・安心確保に向けた実行計画（埼玉県食の安全・安心アクションプラン）の策定及び公表 食の安全推進会議の構成課を中心として、関連事業をとりまとめ、「令和3年度埼玉県食の安全・安心アクションプラン」を策定した。</p>	B	当初計画した通り、年1回策定し、公表した。
	(4)	<p>食品等事業の衛生管理レベル向上のため、また、衛生管理の手法であるHACCP※義務化に備えて、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の取り組みを促進・支援します。</p> <p>※HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点方式）とは、従来の最終製品の抜取検査による衛生管理ではなく、食品の製造における重要な工程を連続的に監視することで、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする国際標準の衛生管理手法。</p>	<p>○彩の国ハサップガイドラインに基づく衛生管理の推進 食品等事業者の施設監視等により、HACCPに基づく衛生管理を行う施設を把握するとともに、協会の食品衛生指導員活動により、HACCP義務化の周知啓発や取組状況を確認した。</p> <p>HACCPに基づく衛生管理を行う施設は、561施設である。</p>	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、1回の講習会で受講できる人数が制限されたものの、当初の計画どおりHACCPに基づく衛生管理の対象561施設すべてのHACCP稼働の確認ができたため。
	(7)	食品営業者が行う自主管理の優良な施設を県が確認し、県民にその施設を公表することにより、食品営業施設全体の衛生管理水準の向上を図ります。	<p>○埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認制度の実施 食品営業施設に対する食品検査の実施率 延べ330施設 （なお、HACCPに基づく衛生管理を行うことが法的に義務化されたことに伴い、当該事業はR3.5を持って終了し、県では、HACCPに基づく衛生管理の取り組みを促進・支援している）</p>	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、1回の講習会で受講できる人数が制限されたものの、当初の計画どおりHACCPに基づく衛生管理の対象561施設すべてのHACCP稼働の確認ができたため。

## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)	取組内容(細)		評価	理由
		(小)	すべての消費者が安心して豊かな食生活を送ることができるよう、保健所や衛生研究所などの監視指導、検査体制及び情報提供機能を充実するとともに、県産農産物等への放射性物質の影響調査を実施することにより、食に対する不安を取り除くための対策を推進します。	
	(I)	<p>○食品営業施設に対する監視指導・検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視延件数34,328件</li> <li>・食品検査数1,646検体（微生物検査1,006検体、残留農薬検査190検体、動物用医薬品検査165検体 など）</li> </ul> <p>○食中毒発生予防及び発生時再発防止対策</p> <p>食中毒発生予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの配布等</li> <li>パンフレット「食中毒追放計画」(22,000部)</li> <li>リーフレット「手、洗った？ではじめる食中毒予防」(85,000部)</li> <li>リーフレット「デリバリー・テイクアウトを行う飲食店の皆様へ」(15,000部)</li> <li>リーフレット「知って防ごう ノロウイルス食中毒」(15,000部)</li> </ul> <p>○腸管出血性大腸菌(0157)等感染症の早期探知のためのデータベース化と関係機関への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生を監視し、0157等腸管出血性大腸菌感染症の患者及び保菌者について、139例の情報を収集した。</li> <li>・患者、保菌者及び接触者を対象として収集した疫学情報251件をデータベース化した。</li> <li>・患者及び保菌者から検出された腸管出血性大腸菌84株を対象に遺伝子解析を行い、その情報をデータベース上で疫学情報と統合した。</li> <li>・疫学情報と大腸菌の遺伝子解析情報により構築したデータベースから疫学的関連性を検討した。</li> <li>・複数の自治体が関連する広域食中毒の発生が疑われる場合などに行われる国からの照会に対しては、患者の疫学情報を速やかに食品安全課へ提供した。</li> </ul> <p>○腸管出血性大腸菌(0157)等感染症の早期探知のためのデータベース化と関係機関への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腸管出血性大腸菌0157等の感染症・食中毒対策</li> <li>(食品、ふき取り検査数：111検体)</li> <li>・腸管出血性大腸菌0157等の感染症発生予防及びまん延防止対策</li> <li>(検便検体数：1,233検体)</li> </ul> <p>○放射性物質の県産農産物等への影響調査の実施</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響を確認するため、51品目、115検体の県産農産物等について調査を行った。調査の結果、全ての検体において、基準値を超過するものはなかった。</p>	B	各保健所、衛生研究所及び食肉衛生検査センターと連携して、迅速に監視指導及び試験検査を実施した。
			B	各保健所と衛生研究所が連携して、迅速に調査及び検査を実施した。
			B	コロナ禍で保健所の通常業務が停滞する中であっても、可能な限り疫学情報の収集に努め、データベースを更新、監視体制を維持することで、県内の複数保健所にまたがる広域食中毒が発生していないことを確認した。目標の指標項目の保健所に向けた解析情報の還元は、広域食中毒の発生が疑われなかったため行わなかった。
			B	各保健所と衛生研究所が連携して、迅速に調査及び検査を実施した。
			B	収穫時期を迎えた品目を対象に、県産農産物等への放射性物質の影響について調査を実施。判明した調査結果について、四半期ごとに県ホームページで公表することにより、消費者や関係事業者等が県産農産物等の安全性を確認できるようにするなど、計画通り行えた。

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)					評価	理由
	(小)	取組内容(細)				
		(6)	化学物質による環境リスクの低減を図るため、化学物質の適正管理及び環境コミュニケーションの普及を促進し、環境中への化学物質の排出抑制を推進します。	<p>○県民と事業者との環境コミュニケーションを促進するための支援</p> <p>(1)正確でわかりやすい情報の提供 ・化学物質取扱量、排出量等の集計・公表（令和4年6月）</p> <p>(2)環境コミュニケーションの支援 ・環境コミュニケーションの開催（15事業所） ・環境コミュニケーション研修会の開催（令和4年2月 6事業所 11人 Zoom）</p> <p>(3)化学物質の適正管理・排出抑制 ・化学物質対策セミナーの開催（令和3年11月 226名参加 Zoom） ・多量排出事業者重点指導（令和3年6月 164事業所へ通知）</p> <p>(4)化学物質による環境影響等の調査研究 ・工業団地等周辺環境調査（2工業団地×年1回） ・化学物質環境実態調査（大気1か所、水質3か所×年1回）</p>	A	新型コロナウイルス感染症の影響により環境コミュニケーション研修会及び化学物質対策セミナーの対面での開催は中止したものの、Zoomによるオンライン開催として開催した。環境コミュニケーションの実施数も目標（累計）380事業所を超える実績（累計）385事業所を残した。
	イ 検査・監視体制の充実	(7)	食用に適さない食肉、食鳥肉の流通防止を目的に、と畜検査（牛、豚等）、食鳥検査及びTSEスクリーニング検査を実施します。	<p>○と畜検査、食鳥検査及びTSEスクリーニング検査の実施</p> <p>・と畜検査頭数 361,305頭 ・BSEスクリーニング検査実施頭数 0頭 ・食鳥検査数 624,757羽</p>	B	と畜検査員及び食鳥検査員により迅速且つ適切に検査を実施した。
		(4)	農業使用者や販売店への啓発や指導、調査を実施し、農業の安全かつ適正な使用、管理、販売を確保します。	<p>○農業使用等に係る啓発、指導及び調査の実施</p> <p>農業販売業者及び使用者への啓発指導等により、農業の安全使用、適切な管理及び適切な販売の徹底を図った。</p> <p>・広域防除安全対策推進 無人航空機安全対策会議（4月26日） ・農業危害防止運動の推進 農業安全使用講習会（4月26日） ・農業販売業者に対する指導 立入件数 214件 （なお、新型コロナウイルス対応として、郵送調査を実施。 指導総数としては617件）</p> <p>・農業適正使用アドバイザー等の育成： 農業適正使用アドバイザー認定更新研修会（新規 10/26・会場、更新 書面） 農業指導マスター認定更新研修会（新規 1/12・オンライン、更新 書面） ゴルフ場農業安全使用管理士認定更新研修会（新規 1/28・オンライン、更新 書面）</p> <p>・住宅地等における農業使用についてのリーフレットの作成配布（66千部） ・農業適正使用推進リーフレットの作成配布（15千部）</p>	B	農業の安全かつ適正な使用について周知を図るとともに、適切な管理及び販売を推進することで、農業による危被害防止が図られた。



## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧 (令和 3 年度末現在)

自己評価 A : 計画した取組について高い水準で実施した B : 計画した取組について適切に実施した C : 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)					評価	理由
	(小)	取組内容(細)				
ウ 安全・安心な食品の生産・供給		(㉑)	水道水の安全性を確保するため、水源の水質監視や浄水過程及び給水の水質検査等を行うとともに、水質検査の技術力向上や測定精度の向上を図り、安全・安心で良質な水道用水を供給します。	<p>○水質検査や水質監視の実施及び水質検査の技術力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水源の水質監視（・河川水 13 地点、・地下水 25 地点）</li> <li>・研修会</li> </ul> <p>コロナウイルス感染症拡大防止のため浄水処理に関する研修会及び水質検査に関する研修会は中止し、水道研修会はオンラインにて実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精度管理：参加機関数：37 機関</li> </ul>	B	水質監視及び精度管理については、当初の計画どおり実施できた。研修は新型コロナウイルス感染症の影響により一部（現場研修）実施できなかった（現場での受け入れが不可能だったため）ものの、可能な範囲でオンライン研修を導入し、最も規模の大きい研修会である水道研修会は実施できた。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮すると、「適切に実施した。」といえるため。 ※水道研修会（事前申込数：99人）
				<p>○水質検査や水質監視の実施及び水質検査の技術力向上</p> <p>適切な浄水処理の実施及び水道用水の安全を確保するため、令和 3 年度埼玉県営水道水質検査計画を策定し、水質検査を実施した。</p> <p>①定例検査 原水、浄水等の毎日検査(69,655件) 原水、浄水等の定期水質検査(毎月)(15,697件) 水源河川等の月例調査(14,538件)</p> <p>②浄水処理に係る水質検査(22,264件)</p> <p>③調査業務に係る検査(12件)</p> <p>④水質異常等に係る検査(224件)</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例検査、浄水処理に係る水質検査、調査業務に係る検査など計画された水質検査を確実に実施した。</li> <li>・また、水質事故等による原水の汚染があった際には浄水処理に係る検査の回数を増やし、浄水場上流調査など、他の事業者とも協力、連携することで情報の共有化、伝達の迅速性を高めた。</li> <li>・このように対応することで、安全で良質な水道用水の安定供給を高い水準で実施した。</li> </ul>
		(㉒)	輸入食品の安全性を確保するため、輸入食品の取扱施設等に対する監視指導及び輸入食品の残留農薬、指定外添加物、遺伝子組換え食品等についての検査を行います。	<p>○輸入食品取扱施設等に対する監視指導及び輸入食品に対する検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入食品検査数97検体（微生物検査9検体、残留農薬検査30検体、食品添加物28検体、動物用医薬品検査27検体、放射線照射食品検査3検体）</li> </ul>	B	各保健所、衛生研究所及び食肉衛生検査センターと連携して、適切に試験検査を実施した。
	(7)	HACCP（ハサップ）方式を取り入れた生産管理の手順を示した「彩の国畜産物生産ガイドライン」に基づく管理方法の普及を促進し、安全・安心な畜産物生産の推進を図ります。	<p>○埼玉県優良生産管理農場の認証事業</p> <p>ハサップ方式に準じた生産管理の手順を示した「彩の国畜産物生産ガイドライン」に基づく管理が優良な農場として認証した「埼玉県優良生産管理農場」の管理水準の向上により、安全・安心な畜産物生産の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現認証農場の衛生管理レベルの高位平準化</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「彩の国畜産物生産ガイドライン」については県内全農家への普及が完了している。</li> <li>・第 6 期計画期間終了前に当初目標が達成されたため、令和 2 年度に指標項目を変更し、計画期間終了までの 2 年間の更新指導農場数とした。</li> <li>令和 3 年度の更新実績は 28 農場であるが、令和 2 年度に 44 農場が更新済みであるので、取り組みは適切に実施されている。</li> </ul>	

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)	(小)	取組内容(細)	評価		理由	
	(イ)	養殖魚介類の衛生管理を推進するため、養殖業者等に対する啓発・指導を推進し、安全な養殖水産物の生産・供給体制の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養殖水産物生産者に対する適正な養殖管理指導及び検査の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖場の衛生管理及び水産用医薬品の使用指導</li> <li>(①水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数：3回、②生産者団体指導：9回)</li> <li>・養殖魚の水産用医薬品残留検査の実施（18検体）</li> </ul> </li> </ul>	B	水産用医薬品適正指導等会議開催、生産者団体指導及び養殖魚の水産用医薬品残留検査の実施により、安全な養殖水産物の生産・供給体制の確保が図られた。	
	(ウ)	畜産物の安全性を確保するため、飼料及び動物用医薬品の適正な流通と使用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飼料の安全性検査及び啓発・指導の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>飼料の安全性を確保するため、講習会の開催、畜産農家の巡回指導を実施するとともに、飼料の安全性検査（重金属含有量の検査）、飼料の品質・栄養成分の検査を実施した。</li> <li>・講習会 3回</li> <li>・巡回指導 100戸</li> <li>・飼料の安全性検査 37検体</li> <li>・飼料の品質・栄養成分検査 21検体</li> </ul> </li> </ul>	B	令和3年度当初予定した計画どおり（講習会、巡回指導、検査）進捗できた。家畜保健衛生所が畜産農家を巡回し、飼料の適正な使用について確認及び指導をした。また、病害虫防除所が飼料製造業者、販売業者に立入検査をするとともに飼料を収去し、その栄養成分や重金属の検査を実施した。	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物用医薬品の監視及び指導の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・要指示医薬品流通使用監督指導</li> <li>(動物用医薬品使用者立入指導件数280件、動物用医薬品販売業者等立入指導件数10件)</li> <li>・薬剤耐性菌検査10株</li> </ul> </li> </ul>	B	家畜保健衛生所が直接使用者及び販売業者へ立入って適正販売・使用について検査し、当初計画した立入指導件数を達成することができたため。また、耐性菌検査は、家畜保健衛生所が実施し、その結果を迅速に農家へフィードバックするとともにデータを集積することができたため。	
エ 食品等に関する情報の提供	消費生活講座の開催やホームページの活用等により、食の安全・安心に関する情報や学習機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食の安全・安心に関する知識の向上を図るための啓発の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活講座の開催2回</li> <li>・情報誌「彩の国くらしレポート」の発行4回（季刊）、各53,000部発行</li> <li>・啓発情報「くらしの110番」の配信12回</li> <li>・ホームページによる情報提供170件</li> <li>・ホームページアクセス数23,235回</li> <li>・ツイッターの発信213回（ツイート・リツイート数）</li> <li>・啓発資料の作成・配布16,712部</li> </ul> </li> </ul>	B	・新型コロナウイルス感染症の影響により講座の一部が中止となったが、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。		
オ リスクコミュニケーション等への参加の推進	食の安全・安心の確保に向けた議論と相互理解を目的として、食品等の生産から消費に至る関係者による意見交換や情報共有を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【再掲】彩の国食の安全・安心確保対策事業</li> <li>(食の安全推進委員会（旧称：食の安全県民会議）) 1回</li> <li>・日時：令和3年11月29日（月）（オンライン会議）</li> <li>・内容：①HACCPについて～推進チームの活動報告及び今後の活動、②GAPについて～進捗状況の報告と推進チームの立ち上げについて</li> </ul>	C	新型コロナウイルス感染症による他業務の拡大により、当初予定していた2回開催ができなかったため		

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
(5) 生活物資の安定供給				
ア 価格・需給動向の調査及び監視	生活必需物資の安定的な供給を図るため、必要に応じ価格や需給の動向を調査し、消費者への情報提供を行います。また、事業者等に対し供給について協力を要請します。	<p>○年末年始期の生鮮食品等価格動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始の生鮮食品とガソリン・灯油の価格動向調査（1回）実施</li> <li>調査日程：R4.11.22～R4.12.8</li> <li>調査先：調査対象</li> <li>株式会社埼玉県魚市場：水産物（27品目）</li> <li>浦和中央青果市場株式会社：青果物（野菜（29品目）、果物（8品目）</li> <li>埼玉県石油業協同組合：ガソリン・灯油</li> </ul>	B	県独自に、年末年始の時期に価格動向調査を実施してきており、令和4年度においても引き続き実施したところである。
		<p>○緊急時等における価格動向調査及び事業者等への供給協力要請の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページ「原油価格・物価高騰等に関する相談窓口及び支援制度」の掲載</li> <li>原油・原材料価格の高騰等により影響を受けている事業者は幅広い業種・業界に及ぶため、関係する部局が情報を共有し連携していくことが重要であることから、不安を抱える事業者や県民が相談できる窓口の情報と支援制度の全庁的な情報を一元化して、県ホームページで発信している。</li> <li>・「生活必需物資に関する価格動向等調査」の実施</li> <li>調査目的：原油・原材料価格の高騰等により、生活必需物資の値上りが続き、県民生活への影響が懸念されることから、生活必需物資の価格を調査して実態を把握し、県ホームページで情報提供を行っている。</li> <li>調査対象品目（①食料品・日用品（21品目）、②石油（2品目））</li> <li>調査方法：食料品・日用品について、県内所在スーパーマーケットへの販売価格（特売価格を除く）アンケート調査（石油：資源エネルギー庁「石油製品価格調査（給油小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」結果）</li> <li>・平常時の物価については、県統計課「消費者物価指数」（毎月調査）、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」（毎週実施）等の状況を確認し、把握に努めている。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に令和4年度において、原油・原材料価格の高騰等により影響を受けている事業者は幅広い業種・業界に及ぶため、関係する部局が情報を共有し連携していくことが重要であることから、不安を抱える事業者や県民が相談できる窓口の情報と支援制度の全庁的な情報を一元化して、新たに県ホームページで発信した。</li> <li>・特に令和4年度において、原油・原材料価格の高騰等により、生活必需物資の値上りが続き、県民生活への影響が懸念されたことから、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第23条」に基づき実施した。</li> </ul>

## 第6期埼玉県消費生活基本計画 令和3年度実績及び自己評価 結果一覧（令和3年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)					評価	理由
	(小)	取組内容(細)				
イ 生活物資 の安定供給	(7)	多様な消費者ニーズに対応した、新鮮で品質の高い農産物や畜産物の生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。	○県ブランド鶏肉の生産振興の支援 ・高品質畜産物生産振興事業 高品質肉用鶏「彩の国地鶏タマシャモ」について、ヒナ供給の充実及び生産農家への飼養技術指導の実施により、生産振興を図った。	C	一部生産農家の廃業により、タマシャモヒナ生産羽数が達成水準を下回ったため。なお、経営継続農家への供給羽数は増える予定であり、令和4年度は達成水準と同等以上となる見込みである。	
			○肉用子牛、肉豚、鶏卵価格安定対策事業への生産者の加入促進 ・肉用子牛価格安定対策事業 肉用子牛価格差補てん事業における生産者積立金の一部を助成。県持分の積立準備金から生産者積立金へ1,034,800円繰入充当。 ・養豚経営安定対策（加入率：86.0%） 養豚経営安定対策事業における生産者積立金の一部を助成（①対象数量 肉豚141,716頭 ②補助単価 26円/頭 ③補助金額 3,684,616円） ・鶏卵価格安定対策事業（加入率：93.0%） 鶏卵価格差補てん事業における生産者積立金の一部を助成（①対象数量 鶏卵3,007,680kg/月 ②補助単価 0.55円/kg ③補助金額 3,289,968円）	B	当初計画のとおり生産者積立金の一部助成し、加入促進ができたため。 ・養豚：目標95.0%（実績：86.0%） ・鶏卵：目標80.0%（実績：93.0%）	
			○野菜価格安定対策事業への生産者の加入促進 本県産の指定野菜等の市場価格が低落した際に、価格差補給金を交付するための準備金を国・県・生産者で造成するため、独立行政法人農畜産業振興機構等に対し助成する。 ・価格差補給金の造成（①指定野菜価格安定対策事業②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業③埼玉県野菜価格安定事業）	B	・価格低落が認められた野菜につき、その低落額に応じた価格差補給金が円滑に交付されるよう、国、独立行政法人農畜産業振興機構、公益財団法人埼玉県青果物価格安定資金協会等と連携して資金造成を行い、事業を実施した。	
	(4)	県民への生鮮食料品の安定供給を確保するため、卸売市場の適正な運営の確保、経営の改善、市場関係者等の資質の向上を図ります。	○「埼玉県卸売市場整備計画」に基づく調査及び指導の実施 卸売市場の運営状況を把握するため、書面審査及び現地調査を行った。また、市場開設者等を対象に研修会を開催し、あわせて市場関係者間での情報交換を行った。（現地調査指導8市場、実態調査29市場、卸売市場関係者研修会1回）	B	計画どおりに取組を実施できたため。卸売市場関係者研修会については、ウェブと会場のハイブリッド開催としたことにより、感染防止対策をしながら計画どおりに開催することができた。	

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)					評価	理由
	(小)	取組内容(細)				
		(ウ)	地域商業の振興を図るため、県内商店街の活性化を促進し、魅力と活力ある商店街づくりを進めます。	<p>○県内商店街の活性化を図るための支援 ○商店街のにぎわい創出のための支援 ①「NEXT商店街プロジェクト」で培ったノウハウを活用し、商店街の人材育成や活動基盤づくりをプッシュ型で支援する。 1. イベントなどのにぎわい創出への支援《ソフト支援》：15件 2. 街路灯の改修など施設整備への支援《ハード支援》：13件 3. 専門家派遣：21件 4. 実践型人材育成事業トークセッションの実施：2回 ワークショップの実施：10回（2地域×5回）</p> <p>②埼玉県商店街振興組合連合会 ・SDGsの啓発セミナーを実施（組合を対象に1回、オンライン形式） ・啓発ポスターの作成・配布（1,250枚） ・啓発用エコバッグの作成・配布（2,800枚） ※組合、組合員店舗がポスターの掲示やエコバッグの配布を通して、地域の消費者に対し、商店街がSDGsに取り組むことの重要性を周知・啓発した。</p> <p>③埼玉県商店街連合会 ・傘下の12連合会の会員向けに、SDGs啓発冊子を作成・配布（12,000冊）</p>	B	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、リモート形式による事業実施等、一部実施方法の見直しを行ったものの、概ね当初計画どおり実施できたため</p> <p>②③新型コロナウイルス感染症の影響を一部受けたものの、状況に応じた手段・方法により、概ね当初計画どおり実施できたため</p>
	ウ 震災時等における生活物資等の確保	(7)	災害時における生活支援活動を円滑に推進するため、生活物資の輸送等に必要車両の事前研修を行います。	<p>○緊急通行車両等事前審査及び確認証明書交付の実施 協定締結団体からの緊急通行車両等事前届出書新規申請に基づき、新たに緊急通行車両等事前届出済証418件の交付を行った。 （令和3年度緊急通行車両等事前届出済車両；4,538台）</p>	B	各協定締結団体から提出された申請書について、速やかに届出済証交付手続きを行った。
		(4)	協同組合との連携により、生活物資の調達体制の確立を推進します。	<p>○農業協同組合と地元市町村との防災協定の締結の促進 総合農協を対象に農協の実態把握を行う農協ヒアリング及び農協役員を対象とした会議を通じ、未締結の農協に対し協定締結の働きかけを行った。 ・令和3年6月末現在の防災協定締結状況（15農協、54市町）</p> <p>○消費生活協同組合との災害時応援協定の締結 令和3年度末時点で2組合（埼玉県生協連、コープみらい）が締結している。県主催の防災訓練に参加した。</p>	B	<p>連携等 農協の防災体制の整備や管内市町村との協定締結を一層促進していくため、農協中央会が主催する管理担当役員会議において整備・締結の必要性について説明を行った。</p> <p>防災訓練への参加により、災害時に迅速に対応できる連携体制が整えられた。</p>



## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)	取組内容(細)		評価	理由
(小)				
4 高齢者等の被害防止				
(1) 高齢者等への普及啓発				
ア 高齢者等への普及啓発	(7)	<p>高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、ホームページ、メールマガジン、情報紙等の媒体を活用して、消費者トラブルに関する情報をタイムリーに提供するほか、消費生活に関する知識等を習得するための啓発講座を開催するなど普及啓発に努めます。</p> <p>○情報誌「彩の国くらしレポート」の発行 情報誌「彩の国くらしレポート」の発行4回(季刊)、各53,000部発行 ○啓発情報「くらしの110番」の配信 啓発情報「くらしの110番」の配信12回 ○「高齢者を守るお助けかわらばん」の作成・配布 消費者被害から高齢者を守るため、最新の相談事例を分かりやすい4コマ漫画で紹介する。地域包括支援センターや民生委員等の高齢者見守り関係者へ提供し、消費者被害防止の啓発や地域の見守り活動に活用する。 ・内容 テラシ282,990部、ポスター6,720部 ・回数 年6回 ・配布先 市町村、銀行など ○消費生活講座の開催 消費生活講座の開催(中高年及び上級)63回 ○啓発資料の作成・配布 ホームページによる情報提供170件 ホームページアクセス数23,235回 ツイッターの発信213回(ツイート・リツイート数) 啓発資料の作成・配布16,712部 高齢者の消費者被害防止フォーラムの開催 2回(延べ105人)</p>	B	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により講座の一部が中止となったが、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。 ・高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。</p>
	(4)	<p>日本語の理解が十分でない外国人住民のために、多言語による情報提供の充実を図ります。</p> <p>○多言語による生活情報、行政情報の提供 外国人住民の自立支援及び社会参画の促進、多文化共生社会の実現に寄与するため、以下について実施した。 ・「埼玉県外国人の生活ガイド」等、多言語による行政・生活情報の提供 ・多文化共生キーパーソン活用事業(外国人住民への県政情報提供のための橋渡し)委嘱人数 258人(令和3年度末) ・高校進学ガイダンス事業(日本語を母語としない子どもと保護者の高校進学ガイダンスの開催)年1回(8月) ・多文化共生推進会議の開催 年2回(7月、11月)</p>	B	<p>事業実績①～④について、当初計画したとおり実施することができたため</p>

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価		
(中)			評価	理由	
	(小)	取組内容(細)			
イ 高齢者等の生活支援に関する情報提供		高齢者等の生活支援に関する情報提供の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護すまいる館における福祉用具等の展示、普及 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具（約1,300点）の展示 来館者目標：30,000人 実績：25,195人</li> <li>・福祉用具等の利用相談 相談数目標：6,100件 実績：6,353件</li> <li>・介護ロボットの展示 25社、28品</li> <li>・高齢者疑似体験グッズの貸出 57件、366セット</li> <li>・ユニバーサルデザイン関連製品貸出 学校数45か所</li> <li>・福祉用具研修（オンライン） 4回、665名</li> <li>・団体見学 123件、1,290名 等</li> </ul> </li> </ul>	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、来館者数は指定管理目標を達成できなかったものの、相談件数は指定管理目標を達成したことや、研修を全てオンライン研修で実施するなど対策を行ったため
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルデザインの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣 実施回数：10回 実施場所：県内小中学校、大学 延べ参加人数：720人</li> <li>・ホームページ、パンフレット等による普及啓発（通年）</li> </ul> </li> </ul>	A	県内各地で実施される講演会等に専門家をユニバーサルデザイン推進アドバイザーとして派遣し、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行った。（回数、延べ参加人数共、令和2年度を大きく上回った。また、延べ参加人数は、計画期間5年間において、最多となった）
(2) 高齢者等に対する相談の充実					
ア 高齢者等に対する相談体制等の充実	介護保険やその他福祉サービス等に関する利用者や家族からの相談に適切に対応する体制の充実を図ります。	○高齢者等に対する相談体制の充実 介護サービスに対する相談、苦情の窓口を設置している保険者（市町村）に対する支援を行った。 埼玉県国民健康保険団体連合会が実施している苦情処理業務に対し、事業費の一部を補助し、相談・苦情に適切に対応する体制の充実を図った。 各保険者において適正に介護サービスが提供されるよう、介護給付適正化に係る担当者説明会や介護主管課長代表者連絡会議（主催：いづれも国保連）に県職員が説明者として参加し、事業の説明を行った。	B	市町村介護保険担当者研修等を通じて、介護保険制度の改正等の情報を保険者（市町村）に対して定期的、迅速に提供した。 また、保険者（市町村）が対応に苦慮する利用者や家族からの相談・苦情について、保険者（市町村）の問い合わせに個別に応じることで、保険者（市町村）が適切に対応できる体制を支援した。	
		○高齢者等に対する相談体制の充実 ・権利擁護相談 日常生活での権利侵害や財産に関する相談受付 894件 ・援助・救済 事実関係を調査の上、権利侵害者や関係者との調整・交渉、本人の意向の代弁等の援助を行い、問題解決を支援 ・普及・啓発 権利擁護思想の普及を図るため、啓発・広報活動を実施	B	埼玉県社会福祉協議会に設置されている権利擁護センターにて、年度を通じ、適切に相談業務及び権利侵害の防止、救済を行うことができたため。	
		○高齢者等に対する相談体制の充実 埼玉聴覚障害者情報センターに相談員2名（令和3年1月～令和4年3月は3名）を配置し、延べ2,851件の相談に対応した。	B	巡回相談の一部が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったが、センターでの相談は継続的に実施し、相談体制を維持できたため。	

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧 (令和 3 年度末現在)

自己評価 A: 計画した取組について高い水準で実施した B: 計画した取組について適切に実施した C: 計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		事業実績	自己評価	
(中)			評価	理由
(小)	取組内容(細)			
		<p>○高齢者等に対する相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育等支援施設事業</li> <li>障害児施設等 17 箇所に委託して、在宅障害児者に対し、訪問や外来での療育指導や相談を行った。</li> <li>(1)在宅支援訪問療育等指導事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児(者)の自宅を訪問し相談に応じる事業</li> <li>実施回数 6,353回</li> </ul> </li> <li>(2)在宅支援外来療育等指導事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設に來所した障害児(者)に療育訓練を行う事業</li> <li>実施回数 6,190回</li> </ul> </li> <li>(3)施設支援一般指導事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師、作業療法士等の専門職が保育所・幼稚園・学校を訪問し、障害福祉分野に関して職員からの相談に応じる事業</li> <li>実施回数 2,452回</li> </ul> </li> </ul>	B	障害児(者)の地域生活を支えるための事業を着実に実施している。
(3) 高齢者等を見守る人への普及啓発				
ア 地域で高齢者等を見守る人への普及啓発	高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、地域で高齢者等を見守る人への普及啓発や情報提供の充実を図ります。	<p>○「消費者被害防止サポーター」の養成、活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養成講座の開催(5回、52名登録、開催市町:本庄市、鴻巣市、東松山市、深谷市、オンライン)</li> <li>フォローアップ研修の開催(3回、86人参加)</li> <li>○「埼玉県版高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」の配布、活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者を見守る方を対象とした研修・講習会での配布し、市町村の消費部門と福祉部門の連携を推進した。(令和3年度は見守りハンドブックの配布ではなく、本ガイドブックの内容を網羅した各講座の講師作成のテキストの配布等により啓発を図った。)</li> </ul> </li> <li>○【再掲】情報誌「彩の国くらしレポート」の発行 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報誌「彩の国くらしレポート」の発行 4回(季刊)、各53,000部発行</li> </ul> </li> <li>○【再掲】啓発情報「くらしの110番」の配信 <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発情報「くらしの110番」の配信12回</li> </ul> </li> <li>○【再掲】消費生活講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活講座の開催(中・高年及び上級)63回</li> </ul> </li> <li>○【再掲】啓発資料の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる情報提供170件</li> <li>ホームページアクセス数23,235回</li> <li>ツイッターの発信213回(ツイート・リツイート数)</li> <li>啓発資料の作成・配布16,712部</li> </ul> </li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーター登録人数が前年度から増加し、消費者被害の防止を図る地域での見守り活動の担い手の養成に寄与した。(延べ993人)</li> <li>・見守りガイドブックの内容を網羅したテキストの配布等により、消費部門と福祉部門の双方への啓発を図ることができた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により講座の一部が中止となったが、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。</li> </ul>

## 第 6 期埼玉県消費生活基本計画 令和 3 年度実績及び自己評価 結果一覧（令和 3 年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)				事業実績	自己評価	
(中)					評価	理由
		(小)	取組内容(細)			
(4) 高齢者等に対する地域の見守り力の向上						
ア 福祉部門と消費生活部門の連携による高齢者等の見守り	(7)	高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、市町村における福祉部門と消費生活部門との連携を推進するための支援を行います。	○市町村の福祉部門と消費生活部門との連携支援 高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラムを計2回実施（延べ105人参加）した。	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。	
	(4)	市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。	○【再掲】「埼玉県版高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」の配布活用 高齢者を見守る方を対象とした研修・講習会での配布し、市町村の消費部門と福祉部門の連携を推進した。（令和3年度は見守りハンドブックの配布ではなく、本ガイドブックの内容を網羅した各講座の講師作成のテキストの配布等により啓発を図った。）	B	見守りガイドブックの内容を網羅したテキストの配布等により、消費部門と福祉部門の双方への啓発を図ることができた。	
イ 市町村の要援護高齢者等支援ネットワークと消費者安全確保地域協議会の設置	(7)	市町村の要援護高齢者等支援ネットワークの支援を行い、関係機関との連携による高齢者等の見守りの充実を図ります。	○要援護高齢者等支援ネットワークの支援 ○高齢者虐待防止対策 ・高齢者虐待対応専門員養成研修を実施した。 高齢者虐待対応専門員養成者数 338人	B	WEBによる研修開催とした。	
	(4)	高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、要援護高齢者等支援ネットワークのような福祉のネットワークと連携した形で、市町村が消費者安全確保地域協議会を設置するための支援を行います。 また、消費者安全確保地域協議会による高齢者等の見守りが円滑に行われるように、消費者安全確保地域協議会と「消費者被害防止サポーター」との連携を推進します。	○消費者安全確保地域協議会の設置支援 高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラムを計2回実施（延べ105人参加）した。 「消費者安全確保地域協議会」の設置を推進するため、市町村消費者行政担当課長会議において、グループワーク等の情報交換を行い、高齢者見守り体制の整備を図った。 ・回数 2回 ・設置数 30市町	B	高齢者見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行った。また、協議会設置の理解を促進した。	
ウ 各種団体との連携		地域に密着した活動をしている消費者団体・消費生活協同組合や事業者など各種団体との連携を推進します。	○連絡協議会の実施 令和3年10月20日及び令和4年2月14日の計2回開催した。	B	連絡協議会の開催を通して、適格消費者団体が行う消費者団体訴訟の取組を支援した。	